

▶ 整備基準抜粋

- イ 当該移動円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、内法を80センチメートル以上とすることができる。
  - (イ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

▶ 目標となる基準抜粋

- イ 当該移動円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
  - (イ) 同上

▶ 解説

建築物の出入口の項参照

▶ 整備基準抜粋

- ウ 当該移動円滑化経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、内法を120センチメートル以上とすることができる。
  - (イ) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - a 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、内法を80センチメートル以上とすることができる。
    - b 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

不特定かつ多数の者が利用する通路は、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 段がある部分は、次に定める構造とすること。
  - (ア) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
  - (イ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

- ウ 当該移動円滑化経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。
  - (イ) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - a 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
    - b 同上

不特定かつ多数の者が利用する通路は、次に定める構造とすること。

- ア 同上
- イ 段がある部分は、第1の3の項(1)のイからエまで並びにキ及びクに定める構造とすること。

▶ 解説

建築物の廊下等の項参照